

鳥取県東部広域行政管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例（案）要綱

1 改正の目的

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条の規定の施行に伴い、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の施行について必要な事項を定めることを目的とします。

2 改正の内容

- (1) 条例における定義について定めます。（第2条関係）
- (2) 個人情報ファイルの保有等に関する届出について定めます。（第3条関係）
- (3) 開示決定等の期限及び期限の特例について定めます。（第4条、第5条関係）
- (4) 保有個人情報の開示の際の本人確認について定めます。（第6条関係）
- (5) 開示請求に係る費用負担及び手数料について定めます。（第7条、第8条関係）
- (6) 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときの鳥取県東部広域行政管理組合情報公開・個人情報保護審査会への諮問について定めます。（第9条関係）
- (7) 個人情報保護制度の運用状況の公表について定めます。（第10条関係）

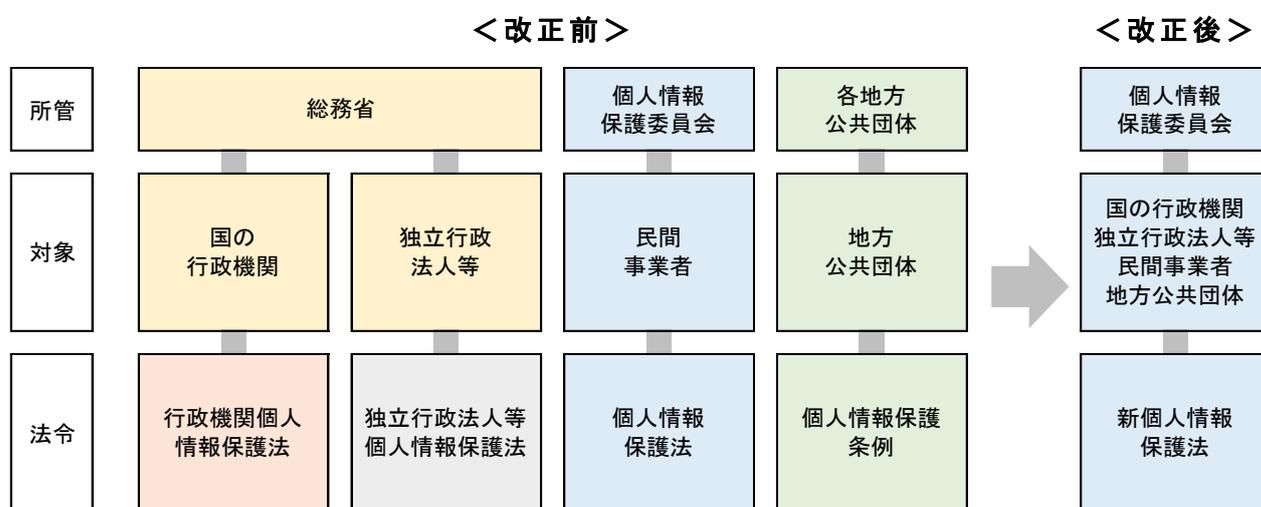
3 施行期日等

- (1) この条例は、令和5年4月1日から施行することとします。（附則第1項関係）
- (2) 所要の経過措置を規定することとします。（附則第2項から第8項まで関係）

個人情報保護制度の見直しについて

1 個人情報保護制度見直しの全体像

個人情報保護制度は、制度を実施する主体によって、適用される法令が異なっていました。制度の見直しにより、適用される法令を個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）に一本化し、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体の個人情報保護に関する規律を統一することとなりました。このことにより、これまで独自の個人情報保護条例を制定していた地方公共団体にも、個人情報保護法が一律に適用されることとなります。



2 個人情報保護制度見直しの主な概要

- (1) 定義の一元化
個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
- (2) 個人情報の取扱い
個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
- (3) 個人情報ファイル簿の作成・公表
個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
- (4) 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係
個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行います。

※地方公共団体は、法律の施行に必要な条例（例：開示請求に係る手数料、開示決定等の期限等）を制定し、条例を定めた時は、その旨及び内容を個人情報保護委員会に届出する必要があります。